

和光市総合体育館指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 和光市総合体育館設置及び管理条例（平成18年条例第43号）第4条に規定する和光市総合体育館の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）を公平かつ適正に選定するため、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第17号）第4条の規定に基づき、和光市総合体育館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員長及び委員)

第2条 委員長は、教育部長をもって充てる。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画部長
- (2) 総務部長
- (3) 体育施設又は経営に関する知識経験を有する者 2人

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱し、又は任命した日から和光市総合体育館の指定管理者を指定した日までとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会事務局スポーツ青少年課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、教育委員会が和光市総合体育館の指定管理者を指定した日限り、その効力を失う。